

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「私達は、お客様に満足していただける最高の商品とサービスを追求し、情熱を持った行動を通じて、心豊かな生活環境の実現に貢献します」を掲げて、介護医療関連事業として病院・施設等での生活で必要となる衣類、タオル類の洗濯サービス付きレンタルと日常生活用品の提供を組み合わせた日額制のサービス「CSセット」を提供しております。

また、当社は、会社の使命として、健全で持続的な成長により中長期的な企業価値を向上させることで、お客様（そのご家族を含む）、取引先、従業員及び株主の他、企業活動を支える全てのステークホルダーからの期待・信頼に応えていきたいと考えております。

企業価値を向上させていくためには、コンプライアンスの徹底、リスクの適切な管理、株主をはじめとするステークホルダーとの建設的な対話のための情報開示等が重要と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】株主総会における権利行使

当社は、株主構成における機関投資家や海外投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成比率等を勘案し、必要に応じて、議決権の電子行使ならびに株主総会招集通知の英訳を実施するか否かを検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 2】中期経営計画

【原則5 - 2】経営戦略や経営計画の策定・公表

当社は、単一事業かつストック型ビジネスであることから、毎期の目標達成への邁進が企業価値の向上に直結するものとの判断で、単年度計画を重視し、単年度計画に対するモニタリングを通じて企業価値の向上を図ってまいりましたが、今後は、さらなる企業価値の向上を図る観点から、事業の成長戦略や新規事業への取組み等をまとめた中期経営計画の策定を行っていく予定です。なお、このような観点から、中期的な経営方針・方向性の概略を定めた中期経営ビジョン（2020年から2022年まで）を策定いたしました。

【補充原則4 - 1 - 3】後継者の計画（プランニング）

当社は現時点においては、後継者プランの策定は行っておりません。しかしながら、中長期的な重要経営課題であるため、今後は、指名・報酬委員会への諮問を通じて、幹部社員の育成とともに、後継者に求める要件の具体化等を行っていく予定です。

【原則4 - 2】【補充原則4 - 2 - 1】取締役報酬へのインセンティブ付け

当社の取締役の報酬は、株式上市前に一部の取締役に付与したストック・オプションを除くと、全て現金報酬（月額報酬と前年度実績と連動した役員賞与）で構成されています。今後は、指名・報酬委員会への諮問を通じて、より中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の割合を検討してまいります。

【補充原則4 - 3 - 1】取締役の選任・解任手続き

取締役候補の決定に当たっては、代表取締役が、人格、見識、経験、能力、熱意を有している者を候補者として原案を作成し、指名・報酬委員会への諮問を通じて、取締役会で決定する（監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を要する。）こととしています。今後も、より会社の業績等の評価等も反映させた、公正かつ透明性の高い選解任プロセスの実現を進めてまいります。

【補充原則4 - 3 - 2、4 - 3 - 3】代表取締役の選解任

代表取締役の解任に関する具体的な手続きや解任基準等は定めておりません。今後は、解任基準を策定するとともに、指名・報酬委員会への諮問を通じて、より会社の業績等の評価等も反映させた、公正かつ透明性の高い選解任プロセスの実現を進めてまいります。

【原則4 - 8】独立社外取締役の有効な活用

第26回定時株主総会前においては、社外取締役1名及び社外監査役2名の社外役員全員を独立役員として届け出ており、当該独立役員3名は、独立役員としての視点から各取締役、監査役との間で積極的に意見交換を行っており、当社の独立役員としての責務を十分に果たしていたものと考えております。なお、第26回定時株主総会終結後は、当社は監査等委員会設置会社へ移行するとともに、従前の独立役員3名に加えて、新たに社外取締役1名を加えた合計4名が独立社外取締役となりますので、業務執行の監査・監督機能が強化され、適正なガバナンスに資するものと考えております。

【補充原則4 - 8 - 1】独立社外取締役の情報交換・認識共有

第26回定時株主総会前においては、社外取締役が1名であることから複数の社外取締役が参加する意見交換の場はないものの、必要に応じて、独立社外者のみを構成員とする会合として、社外取締役と社外監査役の情報交換の場が設けられており、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有の場として機能していたものと認識しております。なお、第26回定時株主総会終結後は、独立社外取締役3名を構成員に含む監査等委員会の開催及び必要に応じて監査等委員でない社外取締役1名を加えた独立社外取締役のみを構成員とする情報交換等の場を設けることを通じて、より緊密な独立社外取締役の情報交換・認識共有を図っていく予定です。

【補充原則4 - 8 - 2】独立社外取締役の経営陣との連携

監査等委員会への移行に伴い、独立社外取締役4名（うち監査等委員3名）が選任されており、これら独立社外取締役は、毎月開催される定例の取締役会に出席し、業務執行取締役等の経営陣から適切な情報提供を受けるとともに、これら経営陣との自由闊達な審議を経て議決権を行使し、会社の経営に係る重要事項に関する意思決定に参加しており、そのプロセスの妥当性及び適法性を確保するための助言・提言等を行っております。

また、監査等委員会は、常勤監査等委員1名(社内取締役)と社外取締役3名で構成されており、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

【補充原則4-10-1】指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

当社は、取締役会の諮問機関である独立社外取締役が過半を占める任意の指名・報酬委員会での審議を経て、取締役、執行役員等の経営陣の指名及び報酬等に関する株主総会議案や取締役会議案の原案等を決定しており、取締役会は指名・報酬委員会の意見や決定を尊重しなければならない旨を取締役会規程等に定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】政策保有株式に関する保有方針と議決権行使基準

1. 政策保有株式の保有方針

当社は、企業価値向上に資すると判断する場合を除き、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、現在のところ、政策保有株式の保有はありません。今後、保有することが決定した場合は、その内容を開示いたします。

2. 政策保有株式の保有合理性の検証

当社は、保有する個別銘柄に関しては、毎年取締役会において、中長期的な経済合理性や将来見通し、保有目的の適切性、保有に伴うメリット、リスク、資本コストとのバランス等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、上記保有方針に則して定期的に保有の継続、処分の判断を実施します。

3. 議決権行使方針

政策保有株式に係る議決権の行使に際しては、当社および保有先の企業価値の維持及び向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使します。

【原則1-7】関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み

当社は、取締役会規程において、会社と当社役員又は主要株主(自己または他人の名義をもって議決権の10%以上を保有する株主)との間で行う取引に関して、取引ごとに事前に取締役会にて報告し、承認を得る旨を定めております。

【原則2-6】アセットオーナー

当社は、コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金および厚生年金基金を制度として導入しておりません。

【原則3-1】情報開示の充実

(i) 経営理念・経営戦略/計画

当社の経営理念、行動指針については、当社ホームページ(<https://www.kkelan.com/corporate/idea.php>)にて開示しておりますのでご参照ください。

(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針

1. 基本的な考え方 に記載しております。

(iii) 経営陣幹部/取締役の報酬決定方針及び手続

監査等委員でない取締役の報酬は、月額報酬と役員賞与により構成しており、経営環境、業績、取締役個人の成果等を勘案し、決定しております。

監査等委員でない取締役の報酬決定の手続きとしては、取締役会決議により代表取締役に一任しておりますが、監査等でない取締役の個人別報酬額の決定について、代表取締役社長は指名・報酬委員会の決定した原案を尊重しなければならないものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会にて協議し、決定しております。

() 経営陣幹部/取締役の選解任の方針及び手続

取締役候補者の指名と代表取締役以下の経営陣の選任および解任は、指名・報酬委員会での審議の上、その意見等を尊重し、取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

また、指名・報酬委員会において、業務執行取締役、監査等委員である取締役、社外取締役の資格要件を定め、性別や国籍等の個人属性に一切とらわれず、経営・営業・財務・会計・法務等に関する適切な知見を有している者を含め、人格・見識・経験・能力・情熱等の観点から、当社の持続的な企業価値の向上に向けた十分な議論と迅速な意思決定を行うことができる役員構成となるように配慮しております。

(v) 情報開示の充実

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の選解任にあたり、その選解任理由を「株主総会招集ご通知」で開示しております。

【補充原則3-1-2】英語での情報開示

外国法人等の株主構成比率が増加している現状を踏まえ、2018年12月期の決算資料から英語での情報開示を実施しており、今後もさらなる英語での情報開示の充実を検討してまいります。

【補充原則4-1-1】取締役会から経営陣への委任範囲の概要

当社は、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、経営の意思決定の迅速化を目的として、重要な業務執行の決定の一部を取締役へ委任できる旨を定款に定めております。一方で、業務執行に対する監督機能を強化する観点から、取締役会から経営陣への具体的な委任範囲を定めた職務権限規程等の重要な諸規程の制定及び改廃については、社外取締役及び監査等委員も議決に参加する取締役会において決議することとします。

【補充原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立役員としての基準に基づき、人格、見識、能力その他によって、独立かつ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できる者を社外取締役候補者として選定することとしております。

【補充原則4-11-1】取締役選任の方針・手続

指名・報酬委員会において、業務執行取締役、監査等委員である取締役、社外取締役の資格要件を定め、性別や国籍等の個人属性に一切とらわれず、経営・営業・財務・会計・法務等に関する適切な知見を有している者を含め、人格・見識・経験・能力・情熱等の観点から、当社の持続的な企業価値の向上に向けた十分な議論と迅速な意思決定を行うことができる役員構成(監査等委員でない取締役8名以内、監査等委員である取締役4名以内)となるように配慮しております。

また、取締役の選任については、指名・報酬委員会の意見等を尊重の上で、その候補者を取締役会において決定する(監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を要する。)こととします。

【補充原則4-11-2】取締役の兼務状況

取締役の兼任の状況は、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知、有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 11 - 3】取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要

当社は、第26期を対象期間として、取締役会の構成、運営、役割・責務、指名・報酬委員会、役員の自己評価、役員への支援等に関するアンケート調査を、全ての取締役及び監査役に対して実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行いました。

< 取締役会の実効性の評価結果の概要 >

・第26期における取締役会の実効性評価に関する総括的な評価においては、特別に低評価の項目は存在せず、概ね実効性ある取締役会が開催、運用されているものと評価されております。特に、社外役員を含めた各取締役及び各監査役が自己の経験・知識・能力等に基づいて自由闊達な意見を述べ、充実した議論ができていく状況にあることや、社外役員から適切な監督が行われていることに対して高い評価がなされております。

一方で、一部役員からは、中長期的な経営戦略・計画やリスク管理・内部統制に関する議論が必ずしも深掘されているとはいえないとの意見もあり、今後は、監査等委員会設置会社への移行及び執行役員制度の導入により、業務執行と監督の分離を機能的に推し進め、取締役会での審議事項をより重要な経営課題に関するものに集中するとともに、業務執行に対する監督機能を高めることで、これらの課題を改善してまいります。

また、取締役会の資料配付時期や役員支援体制が十分ではないとの指摘もあり、今後、これらの点についても改善を進めてまいります。

・今後も、今回の分析・評価結果を活用し、問題点を改善するとともに強みを生かすことで、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】取締役のトレーニング方針

当社は、取締役がその役割や責務を適切に果たすために必要十分なトレーニングを実施します。社外役員のトレーニングについては、必要な見識を有する人材であることに鑑み、必要に応じてトレーニングを実施します。

トレーニングの方針として、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス、資本市場に関する事項などについて外部機関が提供する講習への参加などを実施することとし、そのために必要な費用は会社が負担することとしています。

【原則5 - 1】株主との建設的対話の方針

(i) 株主・投資家との対話については、執行役員IR室長が統括することとしております。

(ii) 株主・投資家との対話を補助する部署として、経営企画部が対応することとしております。

(iii) 株主・投資家との対話の手段については、個別面談への対応のほか、第2四半期及び本決算について決算説明会を機関投資家・アナリスト向けと個人投資家向けで行っております。

(iv) 株主・投資家との対話で把握した意見等については、必要に応じて取締役会等に報告し、当社の今後の経営に活かすこととしております。

(v) 株主及び投資家との対話に際しては、適時かつ公平な情報開示に努め、この原則を基に、開示内容及び範囲について、経営陣及び関連部署と連携の上決定し、インサイダー情報の管理に努めることとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
櫻井 英治	7,880,000	26.01
中島 信弘	6,200,000	20.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,712,800	8.95
佐藤 幸夫	1,280,000	4.22
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,004,800	3.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	793,900	2.62
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	556,400	1.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	536,500	1.77
BBH/DESTINATIONS INTERNATIONAL EQUITY FUND / WASATCH ADVISORS(常任代理人 株式会社三井住友銀行)	353,400	1.17
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	313,427	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
江守 直美	その他											
藤田 幸司	他の会社の出身者											
高木 伸行	他の会社の出身者											
愛川 直秀	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
江守 直美		○	_____	江守直美氏は、長年にわたり大型急性期病院の看護業務に従事され、看護実践、看護管理、看護教育、研究活動、学会・社会活動に幅広く活躍されております。同氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、看護や医療に関する幅広い見識と経験を有しており、その経歴と経験を活かし、看護や医療の観点からの助言指導等により、当社の事業拡大に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

藤田 幸司	○	○	——	藤田幸司氏は、上場会社において取締役の立場で経営に長年にわたって携わられていることから、当社の社外取締役に就任していただいております。長年にわたる経営の経験により、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行いただけると判断し、監査等委員の候補者といたしました。
高木 伸行	○	○	——	高木伸行氏は、証券会社出身であり、幅広い資本市場に関する見識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の監査役として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、今後も引き続き、資本市場に関する幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員の候補者といたしました。
愛川 直秀	○	○	——	愛川直秀氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴と経験を活かして適切な指導及び監査を行える人材であり、当社の監査役として、当社の監査体制の充実・強化に貢献しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、今後も引き続き、弁護士としての幅広い見識、経験を活かして、社外の立場から当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査等委員の候補者といたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べるができるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの指揮命令は受けないものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会において、内部統制部門による当社の内部統制システムの整備・運用状況に関する報告、内部監査計画及びその実施状況に関する報告並びに財務諸表及び財務報告に係る内部統制評価結果に関する報告等を受けております。また、会計監査人と定期的な意見交換を実施し、その職務執行状況についても報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	1	3	0	1	社外取締役

補足説明

当社は、取締役及び監査役候補の指名並びに取締役及び監査役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性・透明性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をさらに充実させることを目的として、2019年7月18日開催の取締役会において、取締役会の下に任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしました。

第26回定時株主総会前の期間において、指名・報酬委員会は、社外取締役を委員長（議長）として、社外取締役3名（うち社外監査役2名）及び社内取締役2名で構成され、設置以来、4回開催され、いずれの委員においても出席率は100%となっております。

本委員会においては、取締役会の諮問機関として、役員の指名・報酬について充実した審議がなされ、適切に取締役会へ答申を行っております。第26期を対象として実施いたしました取締役会の実効性評価アンケート結果からも、本委員会の実効性につきましては一定の評価を得ております。

第26回定時株主総会後は監査等委員会設置会社へ移行いたしましたが、引き続き、経営陣の指名・報酬に係る透明性・公平性等確保の観点から本委員会の設置を継続するものとし、同日付で開催された取締役会において本委員会の委員が選定され、その後開催された指名・報酬委員会において以下のとおり委員長（議長）が選定されております。

- ・委員長（議長）：藤田幸司（監査等委員・社外取締役・独立役員）
- ・委員：高木伸行（監査等委員・社外取締役・独立役員）、愛川直秀（監査等委員・社外取締役・独立役員）、櫻井英治（代表取締役社長・代表執行役員）及び中島信弘（専務執行役員）

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役の全員を独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績連動報酬制度は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く役員を対象として導入しており、連結営業利益を主たる指標とし、通期業績の当初予算に対する達成割合に基づき決定するものとしております。指標として、連結営業利益を採用した理由は、企業価値の向上への貢献をより的確に反映する指標であるとともに、客観的にも明確な指標を採用することで、業績連動報酬の客観性・透明性を高めることが可能と判断したためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定基礎となる2019年12月期の連結営業利益の目標値は1,430百万円であり、これに対する実績値は1,492百万円であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員報酬は、取締役会の任意の諮問機関として設置している独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の答申を経て、役割や会社への貢献度等を勘案して取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。ただし、代表取締役社長は、取締役の個人別報酬額の決定について、指名・報酬委員会の決定した原案を尊重しなければならないものとしております。また、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会にて決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬（固定報酬）の決定に際しては、その基準となる役職ごとにテーブルを定めております。役員賞与（業績連動報酬）は、役割や会社への貢献度を勘案して、月額報酬に一定の倍率を乗じて、個人別支給額を算出しております。

一方、監査等委員である取締役の月額報酬については役割に応じて金額を決定しております。

役員報酬の水準については、外部の第三者機関の調査データなどを参考とし、指名・報酬委員会における社外取締役の意見等を踏まえながら、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会において決議された役員報酬の限度額（取締役（監査等委員である取締役を除く。）460百万円（定款上の員数：8名以内）、監査等委員である取締役40百万円（定款上の員数：4名以内））の範囲内で適切に決定しております。

また、当社の業績連動報酬制度は、社外取締役及び監査等委員である取締役を除く役員を対象として導入しており、連結営業利益を主たる指標とし、通期業績の当初予算に対する達成割合に基づき決定するものとしております。指標として、連結営業利益を採用した理由は、企業価値の向上への貢献をより的確に反映する指標であるとともに、客観的にも明確な指標を採用することで、業績連動報酬の客観性・透明性を高めることが可能と判断したためであります。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、経営管理部が行っております。

取締役会の資料は、原則として事前配布を行い、社外取締役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社における業務執行上の重要な意思決定事項の多くは取締役会及び経営会議を経て決定されます。

（取締役会）

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち、社外取締役1名）と監査等委員である取締役4名（うち、社外取締役3名）で構成しており、毎月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

取締役会は、業務執行取締役の担当職務を決定するとともに執行役員の指名及び担当職務の決定を行い、必要に応じて執行役員を取締役会へ出席させて経営意思決定の内容を確実に伝達し、業務執行取締役及び執行役員による迅速な業務執行につなげます。

（経営会議）

経営会議は代表取締役社長の諮問機関として、業務執行取締役及び執行役員、その他代表取締役社長が指名する者並びに常勤監査等委員で構成される会議体であり、毎月2回開催しております。経営会議は、業務執行に係る重要な事項及び取締役会に付議する事項のうち事前協議を必要とする事項等を審議するとともに、各業務執行取締役及び各執行役員の担当職務に係る業務報告等を行うことを目的としております。取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の委任を受けた事項については、経営会議による審議を経たうえで、代表取締役社長が意思決定します。

（監査等委員会）

監査等委員会は、監査等委員である取締役4名（常勤監査等委員1名と社外取締役である監査等委員3名）で構成し、毎月1回の監査等委員会を開催して、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

（指名・報酬委員会）

また、当社は、取締役会の機能の独立性・客観性・透明性と説明責任の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をさらに強化するため、取締役会とは別に独立社外取締役を主要な構成員とする取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会においては、取締役候補者及び執行役員候補者の指名並びに取締役及び執行役員の報酬等に係る事項について審議し、その結果を取締役会に報告しております。なお、指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選定された委員で構成されておりますが、過半数を独立社外取締役から選出してあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

これは、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的としております。また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで、業務執行に係る経営意思決定を迅速化するとともに、取締役会においては、より大局的、戦略的な議論を行うことで、さらなる企業価値の向上を図る目的で行ったものであります。

経営会議は、取締役会から重要な業務執行の決定の委任を受けた代表取締役社長の諮問機関として、重要な業務執行に係る事項の情報共有及び構成メンバーによる審議を行い、代表取締役社長による適正かつ迅速な意思決定を図るために設置しております。

また、取締役会の機能の独立性・客観性・透明性と説明責任を強化するため、取締役会とは別に独立社外取締役を主要な構成員とする取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

これらの体制を採用することで、業務執行に対する監督機能の強化と業務執行に係る経営意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会において戦略的議論を行うことで、コーポレート・ガバナンスの強化と企業価値の向上を図ることができると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算のため、定時株主総会の開催は3月となり、集中日ではありません。株主総会の日程は、多くの株主にご出席頂ける様に、年度末を避け、早期の開催を予定しております。
その他	株主総会招集通知につきましては、当社HP上での開示を株主総会招集通知の発送より1週間程度早期に行っており、株主への早期情報提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRページを開設し、有価証券報告書、適時開示書類及びIRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織上、IR室を独立させ、執行役員が室長としてIRを担当しております。	
その他	決算説明資料、決算短信等を英訳し、海外投資家向けに情報開示を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社の投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンスマニュアル」を整備するとともに、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
- (2)公益通報者保護法に対応した内部通報制度を構築し、コンプライアンスに対する相談機能を強化する。
- (3)代表取締役社長が選任した、他の部門から独立した内部監査室が各部門の業務執行及び、コンプライアンスの状況等について、定期的に内部監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。
- (4)反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または、電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2)取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- (2)リスク情報等については、取締役会等を通じて管掌役員より取締役及び監査等委員会に対し報告を行う。
- (3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2)代表取締役社長は、取締役会の決議により委任を受けた重要な業務執行の決定事項について、代表取締役社長の諮問機関である経営会議による審議を経たうえで意思決定する。
- (3)経営会議は、「経営会議規程」に基づき、業務執行取締役を含む執行役員、常勤監査等委員及び代表取締役社長が指名する者で構成され、毎月2回、経営に関する重要事項等を審議する。
- (4)取締役は、代表取締役社長の指示の下、取締役会決議及び社内規程等に基づき自己の職務を執行する。各取締役は、取締役及び監査等委員会に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互に交換する。
- (5)各部門においては、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき権限の移譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、以下(1)から(4)について定める。

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制として、「関係会社管理規程」に基づき、当社管理担当部門が経営等に関する資料の提出を求めるとともに、当社の取締役会への定期報告を求める。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、子会社の損失の危険の管理体制を構築するため、当社は危機管理及びリスク管理に関する社内諸規程等を整備し、子会社のリスクを管理する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく当社の代表取締役社長を通じて、当社の取締役会に報告し、同時に当社の監査等委員会へ報告する。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、子会社から定期的に業務報告を受け、重要事項は「関係会社管理規程」に基づき事前に当社の承認を必要とすることなどにより子会社経営の適正性を担保しながら、子会社の経営の自主性及び独立性を促進するため、子会社の取締役会付議事項の見直し等による権限移譲を進め、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保する。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、当社の役員等が子会社の役員等に就任し、経営のモニタリングを行うことで、当社グループのコンプライアンスの強化を図る体制を整備するほか、当社の監査等委員会及び内部監査室による監査により、当社グループの業務執行の適正性を検証する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、並びに当該取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役又は使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人を配置する。監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人の選任、人事考課に関して意見を述べることができるものとする。また、配置された監査等委員会の職務を補助する取締役又は使用人は、その補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令下で遂行することとし、他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの指揮命令は受けないものとする。

7. 当社取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1)当社取締役(監査等委員であるものを除く。)、使用人は、取締役会その他重要な会議への監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人の出席を通じて監査等委員会に職務の執行状況を報告するほか、内部監査の実施状況や内部通報制度による通報状況等を報告する。なお、監査等委員会の構成員である常勤監査等委員も内部通報制度の通報窓口であるため、使用人は内部通報制度を用いて監査等委員会に直接報告することもできる。
- (2)当社取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は、法令・定款に違反する恐れのある事実や当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (3)その他の事項に関しても、監査等委員会から報告を求められた場合には、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人は遅滞なく監査等委員会に報告する。
- (4)監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行っていないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

8. 当社子会社の取締役及び使用人が当社監査等委員会に報告するための体制

- (1)当子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに当子会社の監査役に報告するとともに、「関係会社管理規程」に基づき、当社の管理担当部門にも報告する。
- (2)当社の管理担当部門は、当子会社の取締役及び使用人から、法令及び規程に定められた事項のほか、当子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに当社の監査等委員会にその内容を報告する。
- (3)当子会社の取締役及び使用人は、「グループ内部通報規程」に基づき、内部通報制度の通報窓口である当社の常勤監査等委員を通じて、監査等委員会へ直接報告することもできる。
- (4)子会社の監査役、当社の管理担当部門及び監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を子会社の取締役及び使用人等に周知徹底する。なお、内部通報制度における通報者については、解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことや、通報者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができる旨等を「グループ内部通報規程」において定め、その保護を図るものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人は、重要な意思決定のプロセスや、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人に説明を求めることができる。
- (2)監査等委員会は、内部監査室と連携を図り、情報交換を行い、必要に応じて監査等委員又は監査等委員会の職務を補助する取締役若しくは使用人による内部監査への立会を行う。
- (3)監査等委員会は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図る。
- (4)監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をするものとする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を高めるため、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行う。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力対応規程および、反社会的勢力調査マニュアルに基づき、全取引先との取引前におけるインターネット検索、日経テレコン21による記事検索を実施し、調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しており、既存継続取引先とは年1回の頻度で調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

また、従業員へはコンプライアンスマニュアルを作成し、コンプライアンスの対象となる細則と求められる行動を列挙しうえて、反社会的勢力との関係の断絶を誓わせております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、2020年3月25日開催の第26回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。その目的は、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ること、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能にすることで、業務執行と監督を分離するとともに、経営の意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図ることです。

また、当社は2020年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、執行役員制度を導入いたしました。その目的は、経営の監督機能と業務執行の分離を図ることにより、経営意思決定の迅速化及び機動的な業務執行を実現すること、業務執行を担当する取締役の員数を削減し、取締役会における社外取締役の比率を高めることで、取締役会の監督機能を強化し、当社のガバナンス体制の強化を図ること、人材登用の機会を拡大し、次世代経営層を育成することです。

